

内容を十分にお読み下さい！



LPガスのご利用ありがとうございます。

LPガスご利用時の お約束とお知らせ



ECORE



液化石油ガス販売(供給)契約書

液化石油ガス法第14条の書面

① お約束・お知らせ年月日	令和	年	月	日
② LPガス設備の設置場所とお客様のご氏名				
設置場所 〒 (ご住所)	電話番号	()	-	
お客様の氏名(甲)	お客様コード			
③ LPガス販売(供給)事業者				
事業者名(乙)	株式会社 エコア	代表取締役	近藤	茂
営業所	担当者名			
住所	※転居やガスに関するお問合せは、こちらまでご連絡下さい。			

この書類は、液化石油ガス法及び関係法令の改正及び記載事項の変更により、変更することがありますのでご承知下さい。
なお、変更がある場合は、変更部分についてお客様に十分説明の上、部分更改又は全面更改させていただきます。

液化石油ガス(以下「L Pガス」と言います。)をお使いいただくにあたり、お客様(又は「甲」と言います。)と株式会社エコア(以下「エコア」又は「乙」と言います)は、L Pガスの継続的な販売(供給)並びに保安に関する基本的な事項について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液化石油ガス法」と略称します。)第14条並びに同法施行規則第13条に定める事項に基づいてお知らせ(以下「本書面」と言います。)するとともに、お客様との合意により以下の通り契約(以下「本契約」と言います。)します。

□ 1 個人情報の取り扱いについて

本書面及び本契約に当たって、お客様の氏名、住所、電話番号、振替口座番号、ガス機器種類等の情報を頂くこととなります。

これらの個人情報は次の目的に利用させていただきますことをご了承願います。

- L Pガスの供給を行うために利用(配送、検針、料金等の受領)
- L Pガスの設備工事を行うために利用
- 液化石油ガス法に基づく次のL Pガスの保安に関する業務を行うために利用
 - ① 供給開始時点検・調査(L Pガスの供給を開始するときに設備の点検や調査を行う。)
 - ② 容器交換時等供給設備点検(容器、調整器、バルブ、供給管などの外観点検を行う。)
 - ③ 定期供給設備点検(液化石油ガス法に定められた期間内に点検を行う)
 - ④ 定期消費設備調査(液化石油ガス法に定められた期間内に調査を行う。)
 - ⑤ 周知(L Pガスの使用上の注意などを記載したパンフレットを定期的に配布する。)
 - ⑥ 緊急時対応(お客様からの災害発生などの連絡について迅速な措置を行う。
なお、必要に応じて実際にお伺いして対応。)
 - ⑦ 緊急時連絡
(お客様からの災害発生などの連絡について助言又は他の保安の専門機関に依頼する。)
- ガス機器、警報器等の販売、設置、修理・点検、アフターサービス
- 上記に関するサービス・製品等のお知らせ・案内、調査・データ分析

また、業務を円滑に遂行するため、L Pガス及びL Pガス容器の配送会社、L Pガス設備の保安点検会社、L Pガス工事会社、口座振替先の金融機関、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。

このため必要な範囲で委託先へ個人情報を提供する場合があります。

その際には当社は委託先との間で個人情報の取扱いに関する適切な監督を行います。

* 当社が所有している情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等のご希望がある場合は、当社までお知らせください。

□ 2 お届けしますLPガスの種類について

お届けしますL Pガスの種類は液化石油ガス法で定められた「い号液化石油ガス」で、家庭用、業務用に最も適した品質のL Pガスです。その規格は次の通りです。

プロパン及びプロピレンの合計量の含有率	エタン及びエチレンの合計量の含有率	ブタジエンの含有率
80パーセント以上	5パーセント以下	0.5パーセント以下

□ 3 LPガスのお引渡し方法について

(1) 体積(メータ)販売

お客様にLPガスを安心して便利にお使いいただけるように、LPガスを充てんした容器をガス切れがないように、計画した配送日に配達し、供給設備に接続して、いつでもLPガスをお使いいただける「容器交換方式」により行います。「バルク供給方式」の場合は、お客様宅に設置したバルク貯槽又はバルク容器に計画的にLPガスを充てんし、お届けします。ただし、災害等が発生した場合は、この限りではありません。ガスメータによる販売はメータ出口をもってお引き渡し箇所とし、計量法の規定に従ってメータに表示されるガス通過量を毎月定期的に検針し、ご使用量(m³)をお知らせします。

□ 4 LPガスの料金について

※①液石法施行規則第13条第5号に定める事項 価格の算定方法、算定の基礎となる項目

(1) 体積(メータ)販売

毎月検針時にお知らせしたご使用量をもとに、別添の基本料金、従量料金等からなるLPガス料金表により計算されたLPガス料金を次の時期、方法によってお支払いいただきます。

なお、LPガス料金は、LPガスの仕入れ価格等経済状況の変化によって、値上げ又は値下げをお願いすることがあります。料金を改訂する際には、その都度理由を付してあらかじめお知らせいたしますが、料金改定の実施予定日までにお客様から特段の意思表示がない場合は、了承されたものとして実施させていただきます。

①お支払い時期、方法について

(毎月末、毎月 日)、(口座自動振替、振込、クレジットカード)

②LPガス価格(料金)の算定方法及び算定の基礎となる項目

LPガス料金=基本料金+従量料金+原料費調整額+消費税相当額

※別添：「LPガス料金等のお知らせ」参照

③算定の基礎となる項目の内容

イ、基本料金

LPガスのご使用量に関係なく発生する経費を一律にいただく料金で、ガス容器(ボンベ)、ガスメータ、調整器、供給側配管等の供給設備費用や法定点検調査、保安車両、容器検査費等の保安管理費、LPガス保険料、検針業務費等の固定管理費が含まれます。

ロ、従量料金

LPガスのご使用量に応じて発生する経費をご使用量に応じていただく料金で、ガス原料費、ガス配送費、管理費等変動的経費と利益が含まれます。

ハ、原料費調整額

LPガスのご使用量に応じていただく料金でLPガス原料費の変動を料金に反映させるための制度(原料費調整制度*1)に基づいて算出されます。

ニ、消費税相当額

(2)LPガス供給の一時停止について

LPガス料金の請求日から30日経過しても、お支払いがなく、かつエコアが期間を定めて督促しても、なお、その期間内にお支払いがない場合は、お客様へ通知の上、LPガスの供給を一時停止させていただきます。なお、正当な理由もなくお支払いがない場合は、支払期間経過後の経過日数に応じて遅延金を申し受ける場合があります。又、ご入金後の再供給開始にあたり、再開料金をいただきます。

(3)保証金について

お客様へLPガスを供給するにあたり、LPガス料金等の収納を担保するために「保証金」をお預かりする場合があります。将来その事由が発生した場合は保証金をもって当てさせていただきます。

エコアで保証金をお預かりした場合は「保証金預り証」を発行します。

*** 1.原料費調整制度(原料費調整額を算出する仕組み)**

- ・当社では原料価格が変動した場合に従量料金単価を毎月調整しています。
原料費調整制度とは、為替レートやLPガス輸入価格の変動に応じてガス料金を調整する制度です。

5 保安(災害防止)に関する責任について

お客様とエコアは、供給設備及び消費設備の保安責任について、それぞれ次の通りとします。

(1) エコアの保安責任

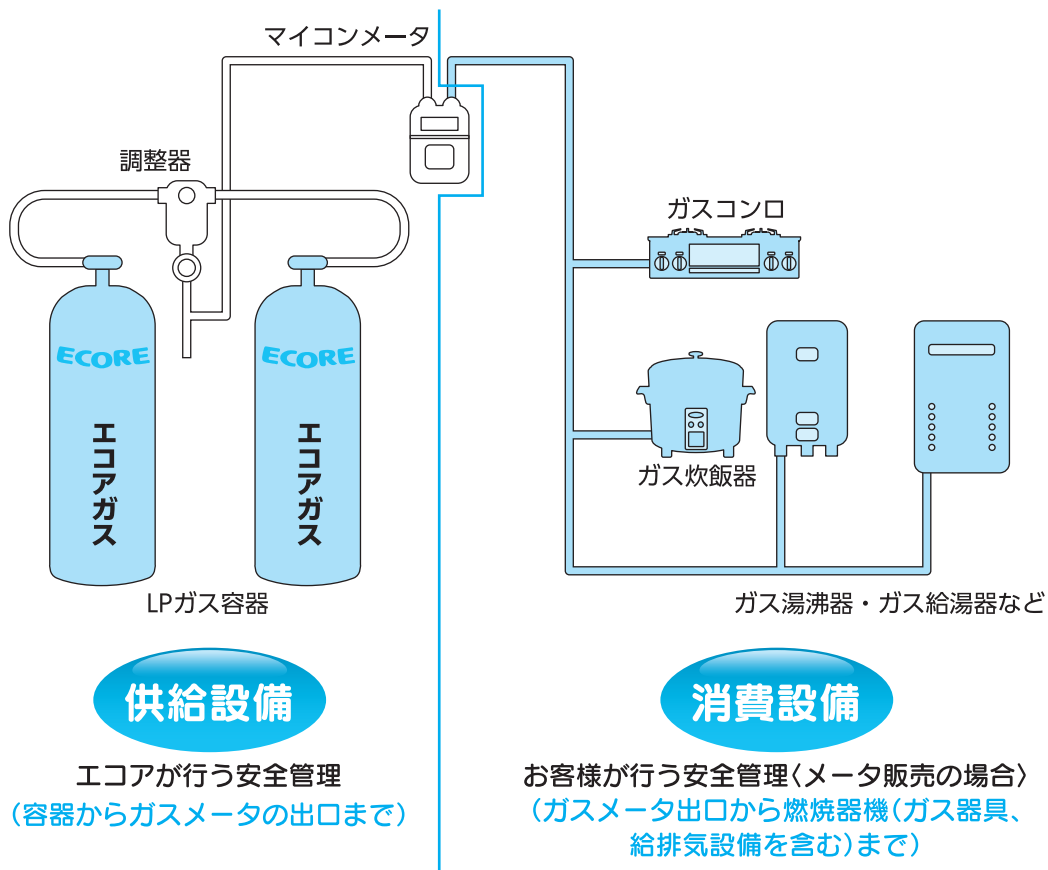
貯蔵設備(容器、バルク容器、バルク貯槽、貯槽)からガスメータ出口までの供給設備についてはエコア又はエコアが委託しています経済産業大臣又は九州産業保安監督部長及び都道府県知事の認定を受けた保安機関が定期点検を行い、エコアが責任を持って維持管理します。

(2) お客様の保安責任

お客様がガスメータ出口から燃焼機器(給排気設備を含む)までの消費設備を用いてLPガスをご使用になる場合は、エコアが本書面をお渡し時、あるいは当エコア又はエコアが委託しています保安機関が液化石油ガス法に定められた回数以上配布します周知文書(LPガスの取り扱い方法及びLPガス事故防止についてのお知らせ)等を参考にされて、お客様が責任を持ってご使用下さい。なお、本書面及び周知文書等に記載の注意事項を守らないで起きたLPガス事故、二次災害は、お客様の責任になりますので、正しい使用方法でご使用下さい。

(3) 設備管理についてのお願い

お客様の敷地内にある供給設備及び消費配管設備について、火災等の緊急時を除き、エコアの承諾なくエコア又はエコアが委託しています保安機関以外の者によって、取り外したり、移動したり、変更等を加えることは違法行為となり罰せられますので、ご注意をお願いします。もし、その必要が生じた場合は事前にエコアまでご連絡下さいますようお願いいたします。又、貯蔵設備から2メートル以内に火気及び火気を発生させる設備機器を設置することは法律で禁止されています。



6 保安業務の実施者とその責任について

(1) 保安業務区分とその内容

液化石油ガス法規則第29条の次表の保安業務については、エコア又はエコアが委託しています保安機関が実施します。保安業務を実施する保安機関は別添の「[保安機関等の通知書](#)」の通りです。

保安業務区分	保安業務の内容
① 供給開始時点検・調査	供給開始時に供給設備の点検、消費設備の調査を行います。
② 容器交換時供給設備点検	容器の交換時又は毎月の検針時に供給設備の点検を行います。
③ 定期供給設備点検	液化石油ガス法に定められた期間内に供給設備の点検を行います。
④ 定期消費設備調査	液化石油ガス法に定められた期間内に消費設備の調査を行います。
⑤ 周知	供給開始時及び2年に1回以上災害の発生の防止に関し、必要な事項をお知らせします。ただし、屋内設備の給湯器又は風呂釜で、不完全燃焼防止装置並びに立ち消え安全装置が付いていない器具をお使いのお客様には1年に1回以上お知らせします。
⑥ 緊急時対応	LPGガスに関する災害の発生及び災害のおそれがあるとの通報を受けた場合に速やかにその措置を講じます。
⑦ 緊急時連絡	LPGガスに関する災害の発生及び災害のおそれがあるとの通報を受けた場合に適切な助言又は他の保安機関に連絡を行います。

(2) 保安業務に関する責任等

- イ、保安業務区分①～③の供給設備の点検の結果又は①、④の消費設備の調査の結果によって、LPガスによる災害発生のおそれがあると考えられる欠陥箇所が明らかになった場合には、その欠陥箇所が改善されるまでの間、LPガスの供給を一時中止することがあります。また、その欠陥が消費設備の中の重大なものである場合には、液化石油ガス法第35条の5に基づいてその消費設備の所有者又は占有者に対し、都道府県知事から基準適合命令がだされることがあります。
- ロ、保安業務の点検・調査を拒否したり、消費設備の調査結果に基づく改善をお客様が講じなかったために起こったLPガスによる災害での損害又はイのLPガス供給中止による損害については、お客様の責任となる場合もあります。
- ハ、保安業務区分①供給開始時点検・調査及び④定期消費設備調査の結果については、エコア又はエコアが委託しています保安機関の調査票をもってお客様にお知らせいたします。調査の結果、経済産業省令の技術上の基準に適合していない場合は、生じるべき事項をお知らせした後原則としてその通知の日から1ヶ月を経過した日以降5ヶ月以内に該当通知に係る事項について再度、エコア又はエコアが委託しています保安機関が調査にお伺いしますので、保安確保のためお客様の負担と責任において速やかに改善されますようお願いいたします。[安全なご使用状況が確認できない場合、ガスの供給を一時中止させて頂く場合もございます。](#)
- ニ、保安業務区分③定期供給設備点検、④定期消費設備調査の実施のため、エコア又はエコアが委託しています保安機関がお客様のところへお伺いしますが、3回訪問しても留守等でご不在のため同点検、調査が実施できない場合は、ご在宅日をご連絡いただいた日にお伺いすることとします。なお、その指定された日時にもご不在の場合、又点検・調査を拒否される場合、エコアは、[お客様の消費設備について安全なご使用状況の確認が出来ない為、ガスの供給を一時中止させて頂く場合もございます。](#)

7 供給設備及び消費設備の所有及び設置について

※②液石法施行規則第13条第6号に定める事項 供給設備、消費設備の所有関係

(1) 供給設備の設置場所と所有に関する事項

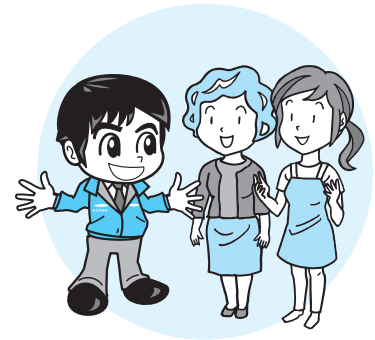
供給設備は、お客様に承認された表紙記載の設置場所に、お客様と協議した日時、方法により設置します。

お客様のところに設置したエコア(エコアが指定した者を含む)が所有する供給設備は3頁契約書①7-(2)(供給設備の所有に関する事項)の付表の○印の通りです。

(2) 消費設備

お客様宅に設置されているガスメータ出口から燃焼機器(給排気設備を含む)までの消費設備は、3頁契約書②8-(1)イ、(消費設備)ロ、(ガス警報器)に記載のとおりとなります。

お客様宅に設置したエコア所有の設備について、設備の維持・管理・所有権を明示する表示板等を掲げる場合があります。



8 供給設備及び消費設備の設置・変更・修繕及び撤去に要する費用の負担について

※③液石法施行規則第13条第7号に定める事項 供給設備、消費設備について、費用の負担方法

※④液石法施行規則第13条第8号に定める事項 業者が所有する消費設備代の徴収方法

(1) 供給設備に関する費用

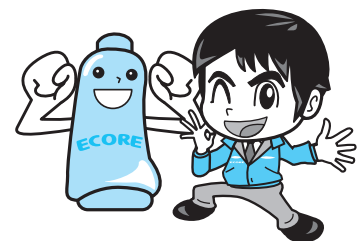
供給設備の設置費用については原則としてエコアが負担するものとし、エコア又はその指定を受けた者(県知事に届出の特定液化石油ガス設備工事業者)が工事して設置します。

なお、お客様の都合により、変更、交換、修理等を行う場合は、その費用はお客様のご負担とさせていただきます。

(2) 消費設備に関する費用

3頁契約書②8-(1)イに表記するエコアが所有する消費設備は、お客様のご都合や責任により修理、交換、撤去が必要となった場合の費用はお客様にご負担して頂きます。

②8-(1)ロのガス警報器貸与(リース)料については、終期まで毎月のガス料金と合わせてご請求させていただきます。



9 LPガス設備の管理等について

(1) LPガス設備の管理

エコアは、お客様がLPガス設備を使用されるに際し、支障のない状態で設置し、その維持管理に努めます。又、お客様は善良な管理者の注意をもって当該設備の管理を行なうものとします。

(2) ガス設備の転貸・売却の禁止

エコアの所有の設備を利用して、他のLPガス販売店からLPガスを購入することはできません。又、設備をお客様が転貸・売却することもできません。

□ 10 LPガスの販売(供給)契約の解除について

契約解除の通知は、解約ご希望日の最低一週間前までにお客様ご自身が申し出て下さい。お客様の解約意思が明確でない委任状等による解約は、無効とさせていただきます。又、お客様が賃貸契約の共同住宅居住者等の場合は、居住者全員の同意及び建物所有者の承諾をもってこの規定を適用します。

(1)

次に掲げる事由が生じたときは、解除予定日の原則として一週間前の契約解除の通知により、契約を解除できるものとし、相手方に対する損害賠償の請求は行わないものとします。

- ①お客様の住居移転等によってLPガスを使用する必要がなくなったとき。
- ②エコアがLPガスに関する事業を廃止するとき。

(2)

次に掲げる事由が生じたときは、お客様又はエコアは、相手方に通知することによってこの契約を解除できるものとし、併せてこれらの事由による違約金、損害賠償の請求ができるものとします。

- ①正当な理由なくエコアがLPガスの供給を怠った結果ガス切れを生じたとき、又保安上の必要な措置を講じなかったため、重大な災害が発生した時。
- ②この契約に違反し、相当の期間を定めてその是正を求めても、その違反事実が解消されないとき。
- ③お客様の一方的な都合により解除される場合で解除予告期間が一週間に満たないとき。

□ 11 契約解除時の消費設備の取り扱いについて

※⑤液石法施行規則第13条第9号に定める事項 解約時の消費設備の精算方法

(1)

LPガス契約の解除の通知があった場合においても、解除日が来るまで、及び未徴収のガス代、未経過期間の設備貸与(リース)の精算がなされない場合の間は、この契約は有効に継続されるものとします。

(2)

エコアが所有する消費設備でお客様から貸与(リース)料をいただいていない設備については、契約期間中は無料としますが、解約時には設置時費用又は適正な時価相当額*2でお客様に買い取り精算をしていただきます。

(3)ガス配管についての清算方法

エコアが所有するガス配管については、契約期間中は無料としますが、解約時には設置時費用または適正な時価相当額*2でお客様に買い取り清算をしていただきます。

《参考例》 ・ガス配管初期設置費用 50万円 ・経過月数 60ヶ月 ・償却率 0.067
時価相当額 = 500,000円 - (500,000円×0.067) × 60ヶ月 ÷ 12 = 332,500円

※2 「定額法による時価相当額」の計算方法は、以下の通りとなります。

$$\text{時価相当額} = A - (A \times \text{償却率}) \times \text{経過月数} \div 12$$

注1 : Aとは消費設備の設置当初の費用です。

□ 12 契約解除時の供給設備の取り扱いについて

(1)

エコアの供給設備は契約解除日到来後、エコアが遅滞なく撤去することを原則としますが、次の場合には供給設備をお客様の敷地内に引き続き置かせていただくことがあります。

- ①お客様へのLPガス供給が複数のお客様に対する設備の一つを用いて行われている場合。
- ②当該設備が業務用等の大規模設備であって、撤去にあたり多大な費用及び日時を要する場合。
- ③その他当該設備を引き続き設置することについてお客様の同意を得た場合。
- ④販売契約解除時に清算されるべきガス代金等がある場合は、その清算の完了後とさせていただきます。
- ⑤お客様が変更されるLPガス販売事業者へエコアが設備を売却する場合。

(2)

お客様のご都合により契約が解除される場合で、L Pガス供給設備の引き取りのための撤去費用や保安引継ぎの立会費用、その他社会通念上認められる損失額等、契約解除にともなう諸費用が発生した場合は清算費用として請求させていただきます。

この場合、撤去と同時履行となります。

13 防災等についてのお願い

(1) 火災発生の場合

直ちに容器バルブを閉め、消防署など関係者に位置を知らせ、エコア又はエコアが委託します保安機関へ必ず連絡して下さい。なお、火災消火後は同様にエコア又はエコアが委託します保安機関の点検を受けてからご使用下さい。



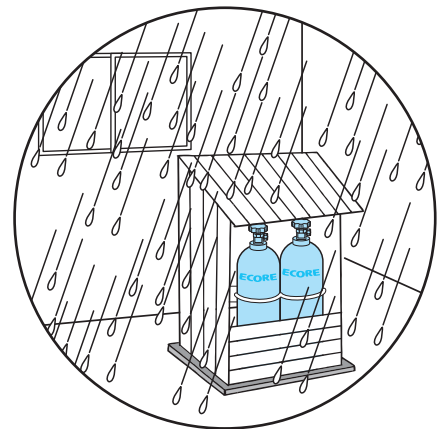
(2) 地震が発生した場合

あわてずに使用中の火を消し、容器バルブを閉めて下さい。なお、大きな地震が発生した後は、L Pガス配管やガス機器等からガス漏れのおそれがありますから、エコア又はエコアが委託しています保安機関の点検・調査を受けてからご使用下さい。



(3) 水害の場合

水害によって供給設備、消費設備が冠水した場合は、エコア又はエコアが委託しています保安機関の点検・調査を受けてからご使用下さい。



(4) その他

お客様がご使用になる燃焼器についてエコア以外からL Pガス燃焼器を購入して設置される場合は、エコアの点検・調査を受けた後ご使用下さい。

なお、ご連絡がなく、そのままご使用になった燃焼器の原因による火災、事故等については、エコアとしては責任を負いかねますのでご了承下さい。